

新	旧																																																		
<p>(P.6)</p> <p>ア 平成23年度変更</p> <p>(7) 小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日(水)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 小田原市歴史まちづくり協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日(水)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(g) 市民意見募集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>意見募集内容及び意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年12月13日(月) ～ 平成23年12月27日(月)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶意見なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(h) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定申請日</th> <th>認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年3月26日(月)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	開催日	主な検討内容	(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数	平成23年12月13日(月) ～ 平成23年12月27日(月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶意見なし	変更認定申請日	認定申請先	平成24年3月26日(月)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	<p>(P.6)</p> <p>ア 平成23年度変更</p> <p>(7) 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議及び市民意見募集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日(水)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日(金)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日(水)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>意見募集内容及び意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年12月13日(月) ～ 平成23年12月27日(月)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶意見なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(f) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定申請日</th> <th>認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年13月26日(月)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(g) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定日</th> <th>変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年13月30日(金)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数	平成23年12月13日(月) ～ 平成23年12月27日(月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶意見なし	変更認定申請日	認定申請先	平成24年13月26日(月)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成24年13月30日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定
開催日	主な検討内容																																																		
(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
開催日	主な検討内容																																																		
(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数																																																		
平成23年12月13日(月) ～ 平成23年12月27日(月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶意見なし																																																		
変更認定申請日	認定申請先																																																		
平成24年3月26日(月)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																																		
開催日	主な検討内容																																																		
(平成23年度) 第1回推進会議 平成23年 7月 1日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第2回推進会議 平成23年 8月 25日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第3回推進会議 平成23年 11月 18日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第4回推進会議 平成24年 2月 28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第1回協議会 平成23年 7月 15日(金)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
(平成23年度) 第2回協議会 平成24年 3月 7日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																																																		
実施期間	意見募集内容及び意見提出者・意見数																																																		
平成23年12月13日(月) ～ 平成23年12月27日(月)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について ▶意見なし																																																		
変更認定申請日	認定申請先																																																		
平成24年13月26日(月)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																																		
変更認定日	変更認定																																																		
平成24年13月30日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																																		

■新旧対照表

新	旧																																										
<p>(P.7)</p> <p>(4) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定日</th> <th>変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年3月30日(金)</td> <td>国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成27年度変更</p> <p>(7) 小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)</td> <td>平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 小田原市歴史まちづくり協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定申請日</th> <th>認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月17日(木)</td> <td>国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定日</th> <th>変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月31日(木)</td> <td>国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	変更認定日	変更認定	平成24年3月30日(金)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	開催日	主な検討内容	(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)	平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等	(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	開催日	主な検討内容	(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等	(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	変更認定申請日	認定申請先	平成28年3月17日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成28年3月31日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	<p>(P.7)</p> <p>イ 平成27年度変更</p> <p>(7) 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)</td> <td>平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)</td> <td>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定申請日</th> <th>認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月17日(木)</td> <td>国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定日</th> <th>変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月31日(木)</td> <td>国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)	平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等	(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等	(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	変更認定申請日	認定申請先	平成28年3月17日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成28年3月31日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定
変更認定日	変更認定																																										
平成24年3月30日(金)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																										
開催日	主な検討内容																																										
(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)	平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等																																										
(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																										
開催日	主な検討内容																																										
(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等																																										
(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																										
変更認定申請日	認定申請先																																										
平成28年3月17日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																										
変更認定日	変更認定																																										
平成28年3月31日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																										
開催日	主な検討内容																																										
(平成27年度) 第1回推進会議 平成27年4月27日(月)	平成28年度以降の計画変更に向けて(新規指定及び事業追加等)等																																										
(平成27年度) 第2回推進会議 平成27年11月17日(火)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																										
(平成27年度) 第1回協議会 平成27年5月27日(水)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等																																										
(平成27年度) 第2回協議会 平成27年12月25日(金)	小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																										
変更認定申請日	認定申請先																																										
平成28年3月17日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																										
変更認定日	変更認定																																										
平成28年3月31日(木)	国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																										

■新旧対照表

新	旧																																						
<p>(P.8)</p> <p>ウ 平成29年度変更</p> <p>(7) 小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)</td> <td>▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 小田原市歴史まちづくり協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定申請日</th> <th>認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月16日(金)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(リ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定日</th> <th>変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月29日(木)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)	▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等	(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	開催日	主な検討内容	(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等	(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	変更認定申請日	認定申請先	平成30年3月16日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成30年3月29日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	<p>(P.8)</p> <p>ウ 平成29年度変更</p> <p>(7) 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)</td> <td>▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等</td> </tr> <tr> <td>(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定申請日</th> <th>認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月16日(金)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更認定日</th> <th>変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月29日(木)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)	▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等	(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等	(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等	変更認定申請日	認定申請先	平成30年3月16日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成30年3月29日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定
開催日	主な検討内容																																						
(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)	▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等																																						
(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																						
開催日	主な検討内容																																						
(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等																																						
(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																						
変更認定申請日	認定申請先																																						
平成30年3月16日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																						
変更認定日	変更認定																																						
平成30年3月29日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																						
開催日	主な検討内容																																						
(平成29年度) 第1回推進会議 平成29年4月24日(月)	▶平成29年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について)等																																						
(平成29年度) 第2回推進会議 平成29年11月28日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																						
(平成29年度) 第1回協議会 平成29年5月15日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて等																																						
(平成29年度) 第2回協議会 平成30年1月30日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について等																																						
変更認定申請日	認定申請先																																						
平成30年3月16日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																																						
変更認定日	変更認定																																						
平成30年3月29日(木)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																																						

■新旧対照表

新	旧																						
<p>(P.9)</p> <p>エ 平成30年度変更</p> <p>(ア) 小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催日</th> <th style="text-align: center;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成30年度) 第1回推進会議 平成30年5月9日(水)</td> <td>▶平成30年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について) 等</td> </tr> <tr> <td>(平成30年度) 第2回推進会議 平成30年8月15日(水)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)について 等</td> </tr> <tr> <td>(平成30年度) 第3回推進会議 平成30年11月26日(月)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 小田原市歴史まちづくり協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催日</th> <th style="text-align: center;">主な検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成30年度) 第1回協議会 平成30年5月15日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて 等</td> </tr> <tr> <td>(平成30年度) 第2回協議会 平成31年1月29日(火)</td> <td>▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更認定申請日</th> <th style="text-align: center;">認定申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年3月11日(月)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">変更認定日</th> <th style="text-align: center;">変更認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年3月29日(金)</td> <td>▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	主な検討内容	(平成30年度) 第1回推進会議 平成30年5月9日(水)	▶平成30年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について) 等	(平成30年度) 第2回推進会議 平成30年8月15日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)について 等	(平成30年度) 第3回推進会議 平成30年11月26日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて 等	開催日	主な検討内容	(平成30年度) 第1回協議会 平成30年5月15日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて 等	(平成30年度) 第2回協議会 平成31年1月29日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等	変更認定申請日	認定申請先	平成31年3月11日(月)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	変更認定日	変更認定	平成31年3月29日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定	<p>新規追加</p>
開催日	主な検討内容																						
(平成30年度) 第1回推進会議 平成30年5月9日(水)	▶平成30年度以降の計画変更に向けて(小田原市歴史的風致維持向上計画の推進に係る事業の進捗及び予定について) 等																						
(平成30年度) 第2回推進会議 平成30年8月15日(水)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)について 等																						
(平成30年度) 第3回推進会議 平成30年11月26日(月)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて 等																						
開催日	主な検討内容																						
(平成30年度) 第1回協議会 平成30年5月15日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更に向けて 等																						
(平成30年度) 第2回協議会 平成31年1月29日(火)	▶小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等																						
変更認定申請日	認定申請先																						
平成31年3月11日(月)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請																						
変更認定日	変更認定																						
平成31年3月29日(金)	▶国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定																						

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.29)</p> <p>田原蒲鉾協同組合」が小田原蒲鉾の発展に資する活動を行っている。 また、蒲鉾だけでなく干物製造、特にアジの干物についても江戸時代の頃から評価が高く、小田原の重要な水産加工品として、現在も変わらず製造されている。</p>  <p>小田原蒲鉾協同組合 伊勢兼 龍清 丸う 佐倉 杉兼 杉清</p>  <p>鈴鹿 鈴松 土岩 うろこき 脇谷 山一 山上</p> <p>小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号</p>  <p>小田原ひもの協同組合</p>  <p>カネタ ダイハン カネイチ カネヨシ マルニ</p>  <p>ヤマイチ ヤマハン ヤマヒデ ヤマフク ササヤマカ</p> <p>小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号</p>	<p>(P.28)</p> <p>田原蒲鉾協同組合」が小田原蒲鉾の発展に資する活動を行っている。 また、蒲鉾だけでなく干物製造、特にアジの干物についても江戸時代の頃から評価が高く、小田原の重要な水産加工品として、現在も変わらず製造されている。</p>  <p>小田原蒲鉾協同組合 伊勢兼 龍清 丸う 佐倉 杉兼 杉清</p>  <p>鈴鹿 鈴松 土岩 うろこき 脇谷 山一 山上</p> <p>小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号</p>  <p>小田原ひもの協同組合</p>  <p>カネタ ダイハン カネイチ カネヨシ マルニ</p>  <p>ヤマイチ ヤマハン ヤマヒデ ヤマフク ササヤマカ</p> <p>小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.35)</p> <p>ア 千度小路            (ア) 籠清</p> <p>籠清は、文化11年(1814)に創業した。小田原蒲鉾の老舗として、歴史と伝統を受け継ぐ製造方法と原料を用いたなりわいが現在も行われており、出桁造りの特徴ある建物は、この地域における代表的な店舗として、当時と変わらぬ風情が感じられる。</p> <p>この店舗は関東大震災後の大正13年(1924)に再建されたもので、軒先に掲げられている櫺の厚板の看板に書かれた「加古清」という文字は、三井物産の創設に関わった実業家である益田孝(鈍翁)の筆によるものとなっている。</p> <div data-bbox="199 758 598 1056" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="672 758 1070 1056" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="412 1066 853 1086">現在の籠清店内と益田孝が揮毫した「加古清」の看板</p>	<p>(P.34)</p> <p>ア 千度小路            (ア) 籠清</p> <p>籠清は、文化11年(1814)に創業した。小田原蒲鉾の老舗として、歴史と伝統を受け継ぐ製造方法と原料を用いたなりわいが現在も行われており、出桁造りの特徴ある建物は、この地域における代表的な店舗として、当時と変わらぬ風情が感じられる。</p> <p>この店舗は関東大震災後の大正13年(1924)に再建されたもので、軒先に掲げられている櫺の厚板の看板に書かれた「加古清」という文字は、三井物産の創設に関わった実業家である益田孝(鈍翁)の筆によるものとなっている。</p> <div data-bbox="1144 758 1543 1056" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1621 758 2020 1056" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1361 1066 1803 1086">現在の籠清店内と益田孝が揮毫した「加古清」の看板</p>

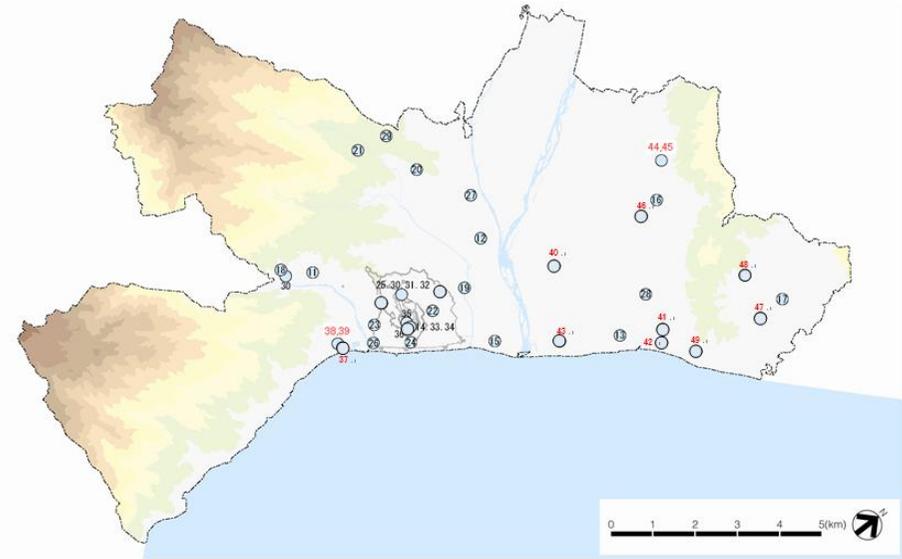
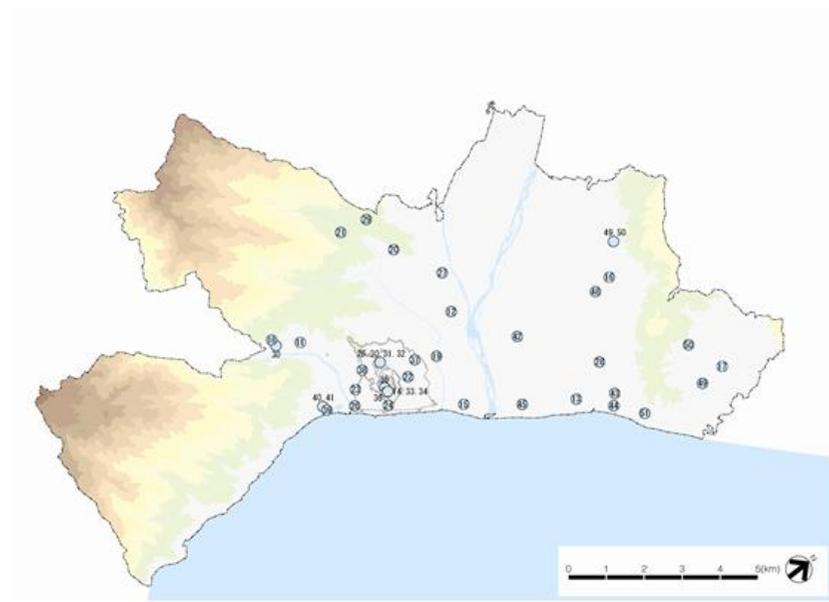
■新旧対照表

新	旧
<p>(P.36)</p> <p>(イ) <small>タゴツネ</small> 籠常 [街かど博物館]</p> <p>籠常は、明治 26 年 (1893) に籠清の鯉節部門が独立して創業した。</p> <p>籠清同様、関東大震災以後の大正 13 年 (1924) に再建された出桁造りの特徴ある建物において、今も削り節の製造とその量り売りが行われている。</p> <p>衛生面の関係から、生からの節の製造は、県外に移ってしまっているものの、店の裏手の製造工場ではカビ付け作業が現在も行われており、往時の様子を垣間見ることができる。</p>  <p style="text-align: center;">籠常</p>	<p>(P.35)</p> <p>(イ) <small>タゴツネ</small> 籠常 [街かど博物館]</p> <p>籠常は、明治 26 年 (1893) に籠清の鯉節部門が独立して創業した。</p> <p>籠清同様、関東大震災以後の大正 13 年 (1924) に再建された出桁造りの特徴ある建物において、今も削り節の製造とその量り売りが行われている。</p> <p>衛生面の関係から、生からの節の製造は、県外に移ってしまっているものの、店の裏手の製造工場ではカビ付け作業が現在も行われており、往時の様子を垣間見ることができる。</p>  <p style="text-align: center;">籠常</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																		
<p>(P.42)</p> <p>4 文化財の分布状況</p> <p>小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は 5 件あり、史跡が 3 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 1 件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。</p> <p>また、小田原城下を中心に建造物を対象として、16 件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。</p> <p>県指定文化財については、建造物 5 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財については、建造物 10 件、史跡 11 件、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 3 件、天然記念物 21 件、歴史資料 17 件が指定を受けている。</p> <p>なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。</p> <p style="text-align: center;">指定文化財件数 <span style="float: right;">(平成 31 年 3 月 31 日現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>－</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>－</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>－</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>－</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>24</td> <td>－</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>－</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>－</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>－</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>－</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>－</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>史跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>11</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>21</td> <td></td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>112</td> <td>16</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財	絵画	1	2	8	－	11	彫刻	2	7	4	－	13	工芸品	－	1	6	－	7	古文書	－	－	24	－	24	考古資料	－	1	4	－	5	歴史資料	－	1	17	－	18	建造物	－	5	10	16	31	民俗文化財	有形民俗文化財	－	－	4		4	無形民俗文化財	1	2	3		6	記念物	史跡	3	1	11		15	天然記念物	1	4	21		26	合計	8	24	112	16	160	<p>(P.41)</p> <p>4 文化財の分布状況</p> <p>小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は 5 件あり、史跡が 3 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 1 件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。</p> <p>また、小田原城下を中心に建造物を対象として、16 件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。</p> <p>県指定文化財については、建造物 5 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財については、建造物 10 件、史跡 11 件、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 3 件、天然記念物 23 件、歴史資料 16 件が指定を受けている。</p> <p>なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。</p> <p style="text-align: center;">指定文化財件数 <span style="float: right;">(平成 23 年 4 月 1 日現在)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>－</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>－</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>－</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>－</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>23</td> <td>－</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>－</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>－</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>－</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>－</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>－</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>史跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>11</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>23</td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>108</td> <td>16</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財	絵画	1	2	6	－	9	彫刻	2	7	3	－	12	工芸品	－	1	6	－	7	古文書	－	－	23	－	23	考古資料	－	1	3	－	4	歴史資料	－	1	16	－	17	建造物	－	5	10	16	31	民俗文化財	有形民俗文化財	－	－	4		4	無形民俗文化財	1	2	3		6	記念物	史跡	3	1	11		15	天然記念物	1	4	23		28	合計	8	24	108	16	156
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																																														
有形文化財	絵画	1	2	8	－	11																																																																																																																																																													
	彫刻	2	7	4	－	13																																																																																																																																																													
	工芸品	－	1	6	－	7																																																																																																																																																													
	古文書	－	－	24	－	24																																																																																																																																																													
	考古資料	－	1	4	－	5																																																																																																																																																													
	歴史資料	－	1	17	－	18																																																																																																																																																													
	建造物	－	5	10	16	31																																																																																																																																																													
民俗文化財	有形民俗文化財	－	－	4		4																																																																																																																																																													
	無形民俗文化財	1	2	3		6																																																																																																																																																													
記念物	史跡	3	1	11		15																																																																																																																																																													
	天然記念物	1	4	21		26																																																																																																																																																													
合計	8	24	112	16	160																																																																																																																																																														
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																																														
有形文化財	絵画	1	2	6	－	9																																																																																																																																																													
	彫刻	2	7	3	－	12																																																																																																																																																													
	工芸品	－	1	6	－	7																																																																																																																																																													
	古文書	－	－	23	－	23																																																																																																																																																													
	考古資料	－	1	3	－	4																																																																																																																																																													
	歴史資料	－	1	16	－	17																																																																																																																																																													
	建造物	－	5	10	16	31																																																																																																																																																													
民俗文化財	有形民俗文化財	－	－	4		4																																																																																																																																																													
	無形民俗文化財	1	2	3		6																																																																																																																																																													
記念物	史跡	3	1	11		15																																																																																																																																																													
	天然記念物	1	4	23		28																																																																																																																																																													
合計	8	24	108	16	156																																																																																																																																																														

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.47)</p>  <p>市指定文化財位置図</p>	<p>(P.46)</p>  <p>市指定文化財位置図</p>

■新旧対照表

新				旧			
(P.48)				(P.47)			
市指定文化財一覧				市指定文化財一覧			
No.	種別	名称	所在地	No.	種別	名称	所在地
31	天然記念物	長興山の枝垂桜	入生田470	31	天然記念物	長興山の枝垂桜	入生田470
32	天然記念物	長興山鉄牛和尚寿塔付近の樹叢	入生田470ほか	32	天然記念物	長興山鉄牛和尚寿塔付近の樹叢	入生田470ほか
33	天然記念物	小田原城跡のイヌマキ	小田原城址公園	33	天然記念物	小田原城跡のイヌマキ	小田原城址公園
34	天然記念物	小田原城跡のビャクシン	小田原城址公園	34	天然記念物	小田原城跡のビャクシン	小田原城址公園
35	天然記念物	小田原城跡本丸の巨松	小田原城址公園	35	天然記念物	小田原城跡本丸の巨松	小田原城址公園
36	天然記念物	御感の藤	小田原城址公園	36	天然記念物	御感の藤	小田原城址公園
37	天然記念物	紀伊神社の社叢	早川1183-2ほか 紀伊神社	37	天然記念物	高長寺のハクモクレン	城山1-23-2 高長寺
38	天然記念物	真福寺のタブノキ	早川892 真福寺	38	天然記念物	旧MRAアジアセンターのホルトノギ群	城山4-14-1
39	天然記念物	真福寺のイトヒバ	早川892 真福寺	39	天然記念物	紀伊神社の社叢	早川1183-2ほか 紀伊神社
40	天然記念物	光照寺のヒイラギ	鴨宮753 光照寺	40	天然記念物	真福寺のタブノキ	早川892 真福寺
41	天然記念物	菅原神社のムクノギ	国府津1752 菅原神社	41	天然記念物	真福寺のイトヒバ	早川892 真福寺
42	天然記念物	真楽寺のボダイジュ	国府津3-2-22 真楽寺	42	天然記念物	光照寺のヒイラギ	鴨宮753 光照寺
43	天然記念物	上華寺の乳イチョウ	酒匂2-44-27 上華寺	43	天然記念物	菅原神社のムクノギ	国府津1752 菅原神社
44	天然記念物	須賀神社のクスノキ	上曾我902 須賀神社	44	天然記念物	真楽寺のボダイジュ	国府津3-2-22 真楽寺
45	天然記念物	瑞雲寺のモッコク	上曾我902 瑞雲寺	45	天然記念物	上華寺の乳イチョウ	酒匂2-44-27 上華寺
46	天然記念物	三島神社のケヤキ	千代278 三島神社	46	天然記念物	須賀神社のクスノキ	上曾我902 須賀神社
47	天然記念物	広済寺のカキ	中村原891 広済寺	47	天然記念物	瑞雲寺のモッコク	上曾我902 瑞雲寺
48	天然記念物	王子神社の杉	沼代508 王子神社	48	天然記念物	三島神社のケヤキ	千代278 三島神社
49	天然記念物	前川近戸神社の社叢	前川1431 近戸神社	49	天然記念物	広済寺のカキ	中村原891 広済寺
				50	天然記念物	王子神社の杉	沼代508 王子神社
				51	天然記念物	前川近戸神社の社叢	前川1431 近戸神社

■新旧対照表

新

旧

(P.52)

(P.51)



籠清前を駆け抜ける松原神社神輿

籠清前を駆け抜ける松原神社神輿

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.59)</p> <p>魚の保存・加工の技術もこの頃に飛躍的に発達していった。</p> <p>このように、宿場町小田原の発展により魚食が普及し、人口の増加に伴って魚の需要が拡大していった。このことが漁業の発達を促し、宿場にほど近い千度小路周辺には漁業関係者が多く居住するようになっていった。現在は、<b>伝統的な商家の造りである旧網問屋「小田原宿なりわい交流館（旧角吉）」をはじめ</b>、漁業関係の店舗が並び、往時の潮の匂いや産物の薫りを感じることのできる地域となっている。</p> <p>また、この地域に漁業者に祀られている「千度小路・龍宮神社」と「古新宿・龍宮神社」が鎮座する。ここでは、毎年8月1日になると神社神輿を海中まで担ぎ、その年の豊漁を願う「お八朔」と呼ばれる神事が今もなお行われ、現在も漁業との関わりが非常に深い。</p>  <p style="text-align: center;">お八朔の風景</p>	<p>(P.58)</p> <p>魚の保存・加工の技術もこの頃に飛躍的に発達していった。</p> <p>このように、宿場町小田原の発展により魚食が普及し、人口の増加に伴って魚の需要が拡大していった。このことが漁業の発達を促し、宿場にほど近い千度小路周辺には漁業関係者が多く居住するようになっていった。現在も漁業関係の店舗が並び、往時の潮の匂いや産物の薫りを感じることのできる地域となっている。</p> <p>また、この地域に漁業者に祀られている「千度小路・龍宮神社」と「古新宿・龍宮神社」が鎮座する。ここでは、毎年8月1日になると神社神輿を海中まで担ぎ、その年の豊漁を願う「お八朔」と呼ばれる神事が今もなお行われ、現在も漁業との関わりが非常に深い。</p>  <p style="text-align: center;">お八朔の風景</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.60)</p>	<p>(P.59)</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.63)</p> <p>文化11年(1814)に創業した小田原蒲鉾の老舗「龍清」や龍清の經節部門が独立して明治26年(1893)に創業した「龍常」などでは、関東大震災後(大正13年(1924))に再建されたこの出桁造りの歴史的建造物において、歴史と伝統を今も受け継いだ蒲鉾や削り節などの製造・販売が行われている。</p>  <p>「龍清」の店先の様子(左:昭和25年頃、右:現在)</p> <p>また、小田原を代表する水産加工品として、欠かすことはできないものに「小田原干物」もある。中でも「小田原アジの干物」は蒲鉾同様、小田原を代表する産品である。</p> <p>このアジの干物は、『本朝食鑑』(元禄8年(1695))において、「常にとって干魚にするが、これも好いものである」と絶賛され、当時から評価の高い産品であった。</p>  <p>アジ・カマスを用いた干物作り(昭和43年頃)      現在も一部の店先で行われている干物製造</p> <p>アジをはじめとする小田原干物の製造は、江戸時代に魚の仲買商が副業として、地場で揚がるアジやカマスを開き干しにして保存食として商売したことが起こりと伝えられる。小田原干物は現在も地場で揚がる旬の魚を材料として、年間6,000トンが製造・販売されている。</p> <p>東海道の宿場町の魚の台所を担っていたともいうべき千度小路周辺では、「龍清」や「龍</p> 	<p>(P.62)</p> <p>文化11年(1814)に創業した小田原蒲鉾の老舗「龍清」や龍清の經節部門が独立して明治26年(1893)に創業した「龍常」などでは、関東大震災後(大正13年(1924))に再建されたこの出桁造りの歴史的建造物において、歴史と伝統を今も受け継いだ蒲鉾や削り節などの製造・販売が行われている。</p>  <p>「龍清」の店先の様子(左:昭和25年頃、右:現在)</p> <p>また、小田原を代表する水産加工品として、欠かすことはできないものに「小田原干物」もある。中でも「小田原アジの干物」は蒲鉾同様、小田原を代表する産品である。</p> <p>このアジの干物は、『本朝食鑑』(元禄8年(1695))において、「常にとって干魚にするが、これも好いものである」と絶賛され、当時から評価の高い産品であった。</p>  <p>アジ・カマスを用いた干物作り(昭和43年頃)      現在も一部の店先で行われている干物製造</p> <p>アジをはじめとする小田原干物の製造は、江戸時代に魚の仲買商が副業として、地場で揚がるアジやカマスを開き干しにして保存食として商売したことが起こりと伝えられる。小田原干物は現在も地場で揚がる旬の魚を材料として、年間6,000トンが製造・販売されている。</p> <p>東海道の宿場町の魚の台所を担っていたともいうべき千度小路周辺では、「龍清」や「龍</p> 

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.64)</p> <p>売のなりわいが、今も営まれている。また、漁業・水産加工業の発展に深い関りのあった旧網間屋で伝統的な商家の造りである「小田原宿なりわい交流館（旧角吉）」とともに当時の街並みを伝えている。</p> <p>現在、「かまぼこ通り」として市民や観光客から広く親しまれているこれらの街並みは、東海道屈指の宿場であった小田原の名残を今に残し、相模湾で獲れる恵みを活かした水産加工品の製造・販売を通じて、往時の賑わいや風情、潮の匂い、行き交う人々の雑踏など一体となって良好な環境を形成している。</p>  <p style="text-align: center;">小田原宿なりわい交流館（旧角吉）</p>	<p>(P.63)</p> <p>売のなりわいが、今も営まれている。</p> <p>現在、「かまぼこ通り」として市民や観光客から広く親しまれているこれらの街並みは、東海道屈指の宿場であった小田原の名残を今に残し、相模湾で獲れる恵みを活かした水産加工品の製造・販売を通じて、往時の賑わいや風情、潮の匂い、行き交う人々の雑踏など一体となって良好な環境を形成している。</p>

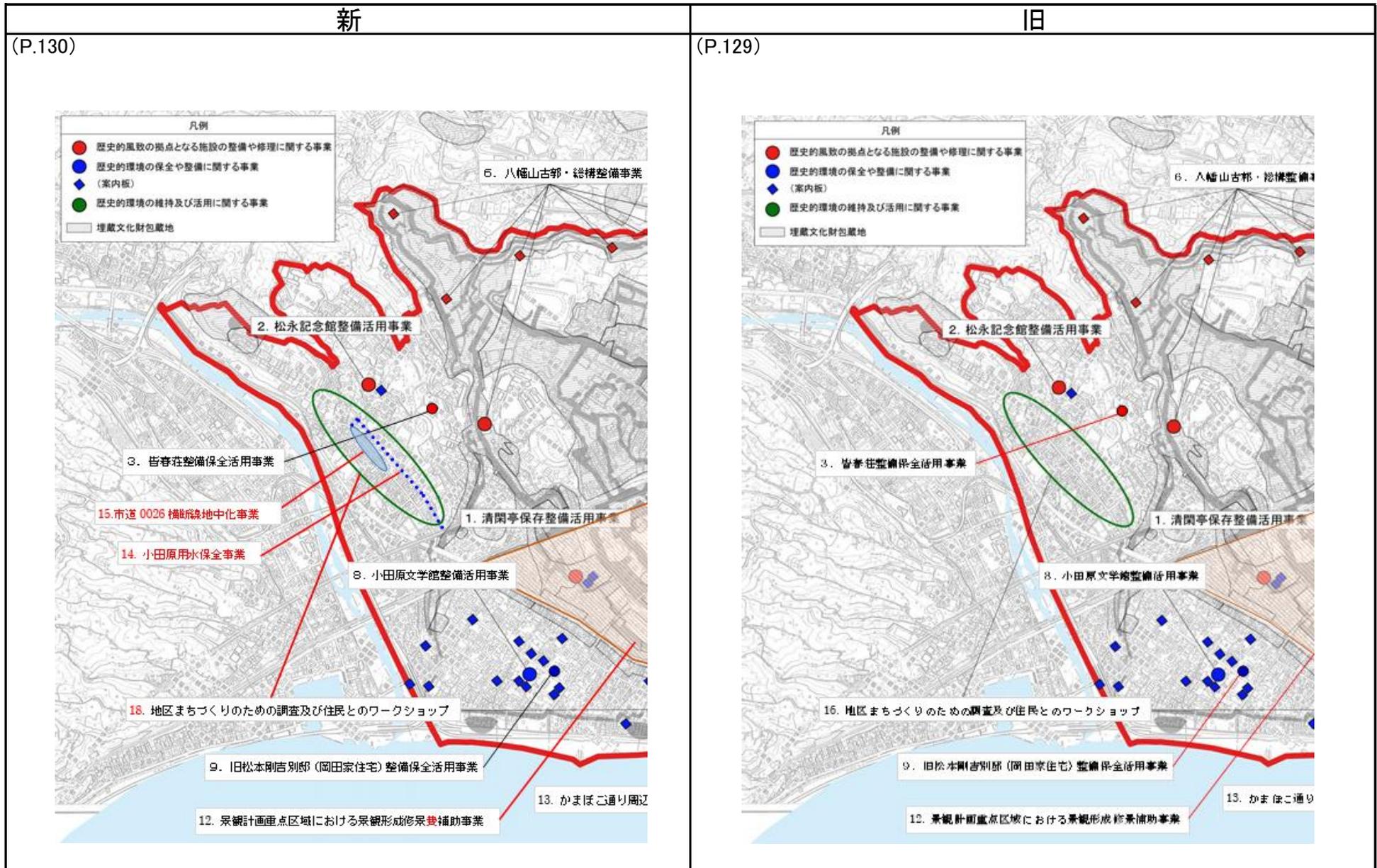
■新旧対照表

新	旧
<p>(P.75)</p> <p>たものである。これらの伝統工芸は、時代の変遷の影響を受けてはいるものの、現在も「小田原物」として人々に愛された当時の歴史・伝統を今に受け継ぎながら製造・販売が行われ、市民だけではなく観光客などからも喜ばれる産物となっている。旧城下でも行われる伝統的な工芸産業は、歴史と伝統に裏打ちされた職人技とそれを求めて訪れる観光客などの賑わい、<b>伝統的な工法を用いた木製の建具等が残る建造物（nico cafe（青木家住宅）</b>）などと一体となって、良好な市街地の環境を形成している。</p>	<p>(P.74)</p> <p>たものである。これらの伝統工芸は、時代の変遷の影響を受けてはいるものの、現在も「小田原物」として人々に愛された当時の歴史・伝統を今に受け継ぎながら製造・販売が行われ、市民だけではなく観光客などからも喜ばれる産物となっている。旧城下でも行われる伝統的な工芸産業は、歴史と伝統に裏打ちされた職人技とそれを求めて訪れる観光客などの賑わいなどと一体となって、良好な市街地の環境を形成している。</p>

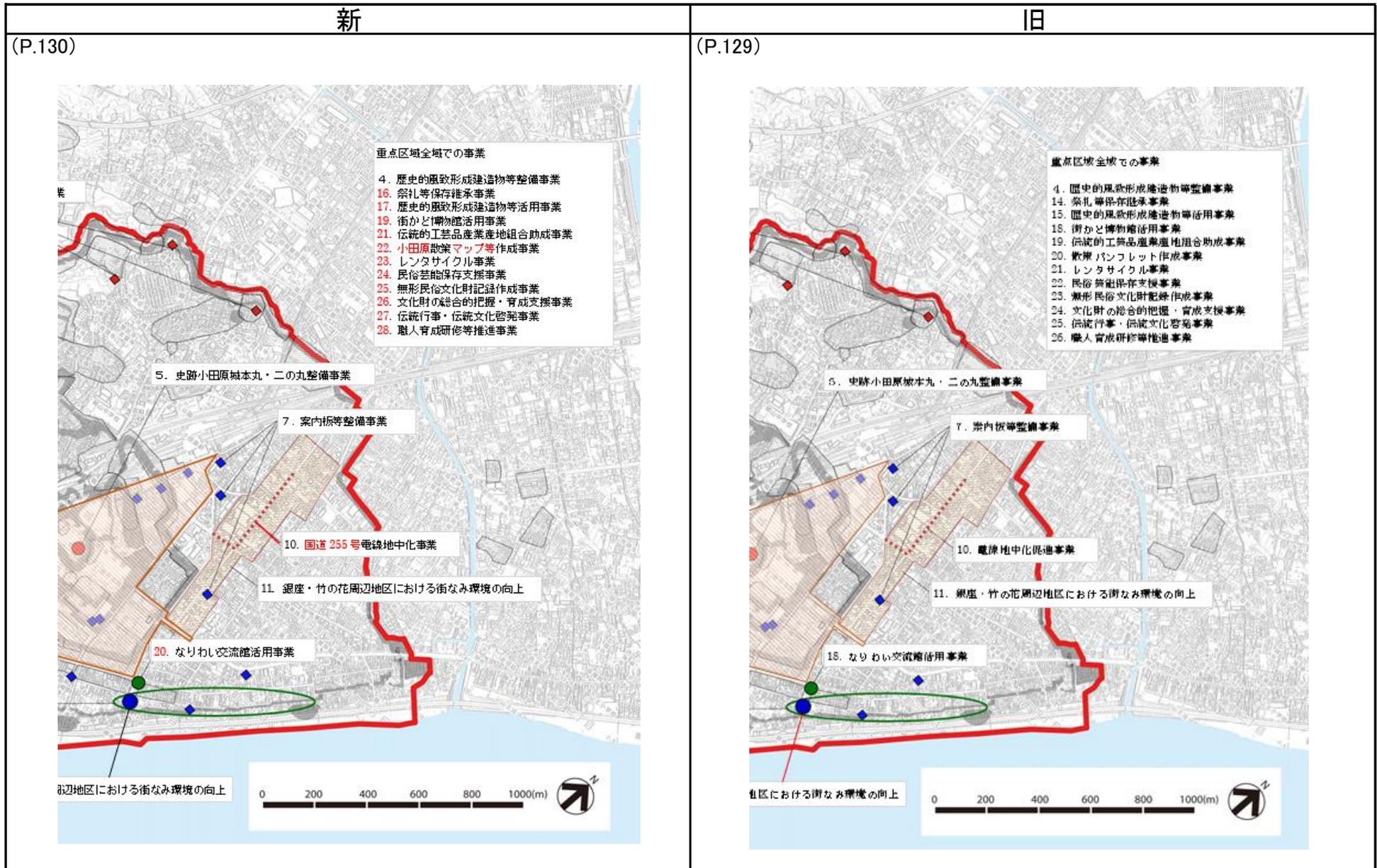
■新旧対照表

新	旧
<p>(P.117)</p> <p><b>第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</b></p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用</p> <p>(1) 全市に関する方針</p> <p>ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定 8 件、県指定 24 件、市指定 112 件、合計 144 件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として 16 件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。</p> <p>一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が存在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。</p>	<p>(P.116)</p> <p><b>第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</b></p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用</p> <p>(1) 全市に関する方針</p> <p>ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定 8 件、県指定 24 件、市指定 108 件、合計 140 件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として 16 件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。</p> <p>一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が存在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。</p>

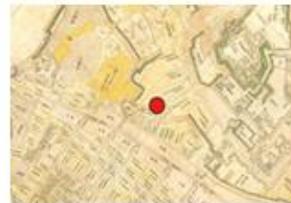
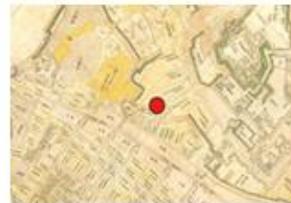
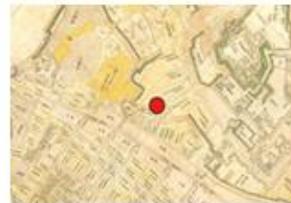
■新旧対照表



■新旧対照表



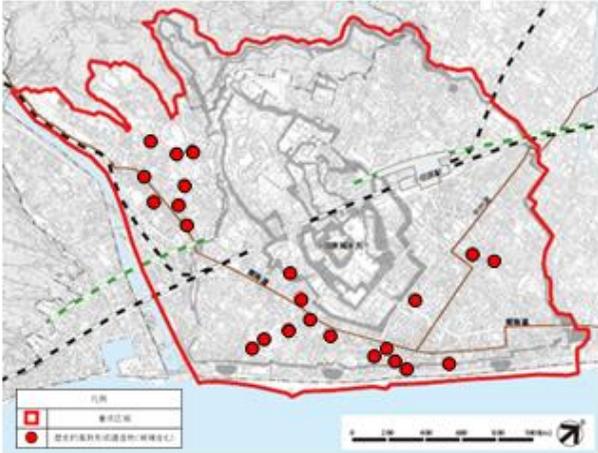
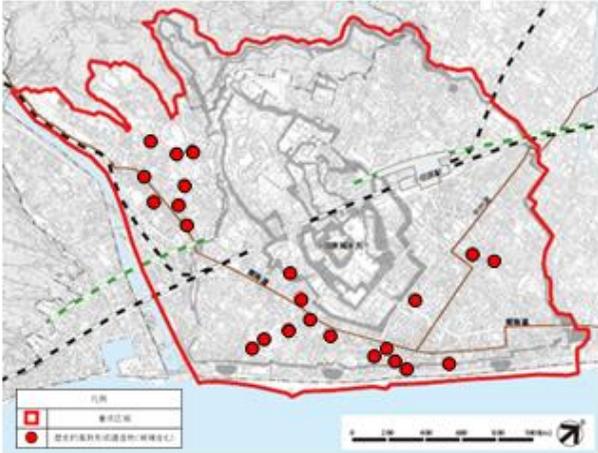
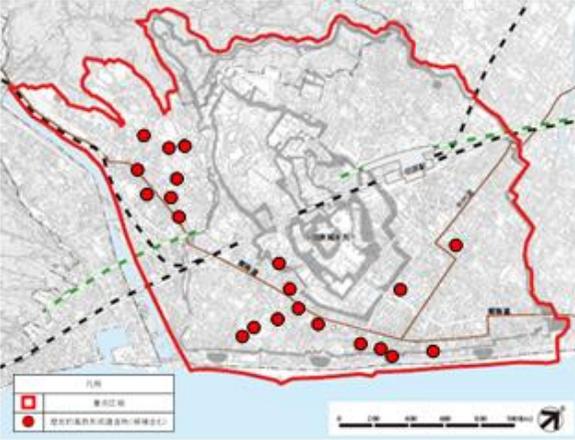
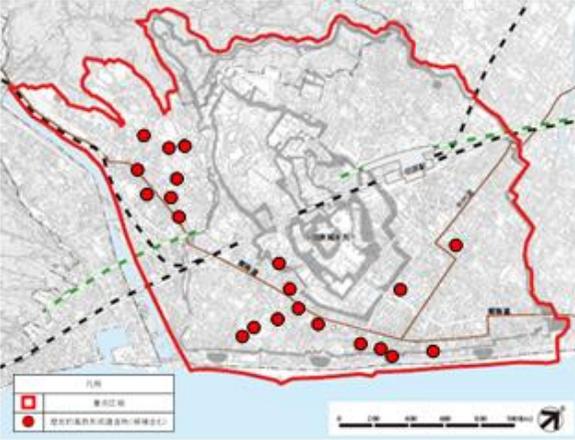
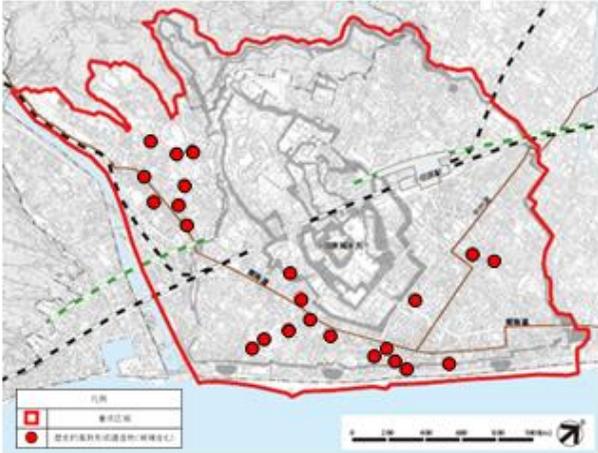
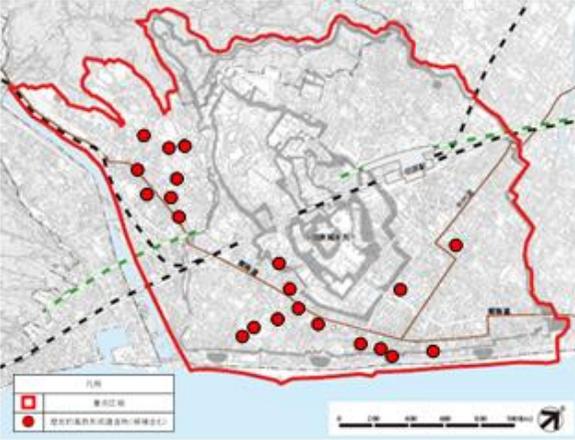
■新旧対照表

新	旧																												
(P.131)	(P.130)																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>1. 清閑亭保存整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町一丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。   <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</td> </tr> </table>	事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	南町一丁目	事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>1. 清閑亭保存整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町一丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。   <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</td> </tr> </table>	事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	南町一丁目	事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。
事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成32年度																												
事業位置	南町一丁目																												
事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。																												
事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成32年度																												
事業位置	南町一丁目																												
事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。																												

■新旧対照表

新		旧																															
(P.133)		(P.132)																															
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>2. 皆春荘整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>皆春荘（主屋）</span> <span>皆春荘（門）</span> </p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	2. 皆春荘整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	板橋	事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。		 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>皆春荘（主屋）</span> <span>皆春荘（門）</span> </p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>3. 皆春荘整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>皆春荘（主屋）</span> <span>皆春荘（門）</span> </p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	板橋	事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。		 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>皆春荘（主屋）</span> <span>皆春荘（門）</span> </p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>
事業名	2. 皆春荘整備保全活用事業																																
整備主体	小田原市																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																																
事業期間	平成30年度～平成32年度																																
事業位置	板橋																																
事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。																																
	 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>皆春荘（主屋）</span> <span>皆春荘（門）</span> </p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																																
事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業																																
整備主体	小田原市																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業																																
事業期間	平成30年度～平成32年度																																
事業位置	板橋																																
事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。																																
	 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>皆春荘（主屋）</span> <span>皆春荘（門）</span> </p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																																

■新旧対照表

新		旧																													
(P.134)	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>4. 歴史的風致形成建造物等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建造物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの<b>歴史的建造物</b>を調査し、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、<b>建造物の修理・復原</b>に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>重点区域内にある<b>歴史的建造物を対象に</b>、歴史的風致形成建造物に指定し、<b>建造物の修理・復原</b>に対する助成を行うことにより、歴史的建造物の<b>保全・活用を促し</b>歴史的風致の維持向上を図る。</p> </td> </tr> </table>	事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業	整備主体	建造物所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）	事業期間	平成25年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの<b>歴史的建造物</b>を調査し、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、<b>建造物の修理・復原</b>に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある<b>歴史的建造物を対象に</b>、歴史的風致形成建造物に指定し、<b>建造物の修理・復原</b>に対する助成を行うことにより、歴史的建造物の<b>保全・活用を促し</b>歴史的風致の維持向上を図る。</p>	(P.133)	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>4. 歴史的風致形成建造物等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p> </td> </tr> </table>	事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成25年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>
事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業																														
整備主体	建造物所有者・団体																														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）																														
事業期間	平成25年度～平成32年度																														
事業位置	重点区域全域																														
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの<b>歴史的建造物</b>を調査し、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、<b>建造物の修理・復原</b>に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>																														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある<b>歴史的建造物を対象に</b>、歴史的風致形成建造物に指定し、<b>建造物の修理・復原</b>に対する助成を行うことにより、歴史的建造物の<b>保全・活用を促し</b>歴史的風致の維持向上を図る。</p>																														
事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業																														
整備主体	建物所有者・団体																														
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																														
事業期間	平成25年度～平成32年度																														
事業位置	重点区域全域																														
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>																														
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>																														

■新旧対照表

新	旧																												
(P.139)	(P.138)																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>岡田家住宅（主屋）</span> <span>岡田家住宅（茶室）</span> </p> </td> </tr> </table>	事業名	9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。		 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>岡田家住宅（主屋）</span> <span>岡田家住宅（茶室）</span> </p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>岡田家住宅（主屋）</span> <span>岡田家住宅（茶室）</span> </p> </td> </tr> </table>	事業名	9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。		 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>岡田家住宅（主屋）</span> <span>岡田家住宅（茶室）</span> </p>
事業名	9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～平成32年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。																												
	 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>岡田家住宅（主屋）</span> <span>岡田家住宅（茶室）</span> </p>																												
事業名	9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～平成32年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。																												
	 <p style="text-align: center;">事業位置図</p>   <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>岡田家住宅（主屋）</span> <span>岡田家住宅（茶室）</span> </p>																												
<table border="1"> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋附近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋附近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋附近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋附近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋附近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋附近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																												

■新旧対照表

新	旧												
<p>(P.144)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="230 339 344 373">事業名</td> <td data-bbox="344 339 1016 373">14. 小田原用水保全事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 373 344 406">整備主体</td> <td data-bbox="344 373 1016 406">小田原市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 406 344 440">支援事業名</td> <td data-bbox="344 406 1016 440">社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 440 344 474">事業期間</td> <td data-bbox="344 440 1016 474">平成31年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 474 344 507">事業位置</td> <td data-bbox="344 474 1016 507">箱根板橋駅・南町周辺地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 507 344 1398">事業概要</td> <td data-bbox="344 507 1016 1398"> <p>小田原用水（板橋第一排水路）において、用水路の保全（改修）及び用水路脇の道路（市道2367）を景観舗装等に取り組む。</p>  <p>現在の様子</p>  <p>整備イメージ</p>  <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>小田原用水は、日本最古の上水道とされ、板橋地区が誇る歴史的風致の1つである。用水路の保全及び沿道路の景観舗装等を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	14. 小田原用水保全事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成31年度～平成32年度	事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区	事業概要	<p>小田原用水（板橋第一排水路）において、用水路の保全（改修）及び用水路脇の道路（市道2367）を景観舗装等に取り組む。</p>  <p>現在の様子</p>  <p>整備イメージ</p>  <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>小田原用水は、日本最古の上水道とされ、板橋地区が誇る歴史的風致の1つである。用水路の保全及び沿道路の景観舗装等を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<p style="text-align: center;">新規追加</p>
事業名	14. 小田原用水保全事業												
整備主体	小田原市												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）												
事業期間	平成31年度～平成32年度												
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区												
事業概要	<p>小田原用水（板橋第一排水路）において、用水路の保全（改修）及び用水路脇の道路（市道2367）を景観舗装等に取り組む。</p>  <p>現在の様子</p>  <p>整備イメージ</p>  <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>小田原用水は、日本最古の上水道とされ、板橋地区が誇る歴史的風致の1つである。用水路の保全及び沿道路の景観舗装等を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>												

■新旧対照表

新	旧																
<p>(P.145)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>15. 市道 0026 横断線地中化事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 31 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>箱根板橋駅・南町周辺地区</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">現在の様子</span> <span>整備イメージ</span> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>周辺には、寺社仏閣や別荘・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や量店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成 31 年度～平成 32 年度	事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区	事業概要	地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。		 <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">現在の様子</span> <span>整備イメージ</span> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別荘・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や量店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<p style="text-align: center;">新規追加</p>
事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業																
整備主体	小田原市																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）																
事業期間	平成 31 年度～平成 32 年度																
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区																
事業概要	地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。																
	 <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">現在の様子</span> <span>整備イメージ</span> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別荘・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や量店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.146)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>16. 祭礼等保存継承事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>保存団体等</td> </tr> <tr> <td>文庫事業名</td> <td>市庫法事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>祭礼の継承に必要な衣装や神具の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化継承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>17. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>文庫事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市庫法事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 23 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	16. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	文庫事業名	市庫法事業	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神具の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化継承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	文庫事業名	地方創生推進交付金・市庫法事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P.143)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>14. 祭礼等保存継承事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>保存団体等</td> </tr> <tr> <td>文庫事業名</td> <td>市庫法事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>祭礼の継承に必要な衣装や神具の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化継承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>15. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>文庫事業名</td> <td>市庫法事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 23 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	14. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	文庫事業名	市庫法事業	事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神具の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化継承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	15. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	文庫事業名	市庫法事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	16. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
文庫事業名	市庫法事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神具の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化継承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
文庫事業名	地方創生推進交付金・市庫法事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	14. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
文庫事業名	市庫法事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神具の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化継承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	15. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
文庫事業名	市庫法事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.147)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>任意団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>19. 街かど博物館活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	19. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P.144)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>16. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>任意団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成28年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>17. 街かど博物館活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	16. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成28年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	17. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	19. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	16. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成28年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	17. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.148)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>20. なりわい交流館活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・民間団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>伝統的工芸品産業産地組合等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>小田原市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	20. なりわい交流館活用事業	整備主体	小田原市・民間団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域	事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業	整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。	<p>(P.145)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>18. なりわい交流館活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・民間団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>19. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>伝統的工芸品産業産地組合等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>小田原市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	18. なりわい交流館活用事業	整備主体	小田原市・民間団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域	事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業名	19. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業	整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。
事業名	20. なりわい交流館活用事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域																																																								
事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業																																																								
整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	18. なりわい交流館活用事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域																																																								
事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	19. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業																																																								
整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.149)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>22. 小田原散策マップ等作成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>23. レンタサイクル事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・民間団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table>	事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。	事業名	23. レンタサイクル事業	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。	<p>(P.146)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>20. 小田原散策マップ等作成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>21. レンタサイクル事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・民間団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table>	事業名	20. 小田原散策マップ等作成事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。	事業名	21. レンタサイクル事業	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。
事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業																																																								
整備主体	小田原市																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								
事業名	23. レンタサイクル事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体																																																								
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								
事業名	20. 小田原散策マップ等作成事業																																																								
整備主体	小田原市																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								
事業名	21. レンタサイクル事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								

■新旧対照表

新		旧	
(P.150)		(P.147)	
事業名	24. 民俗芸能保存支援事業	事業名	22. 民俗芸能保存支援事業
整備主体	保存団体等	整備主体	保存団体等
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～平成32年度	事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	小田原市全域	事業位置	小田原市全域
事業概要	民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取り組みを支援する。	事業概要	民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取り組みを支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する民俗芸能は、中心市街地の若年層の減少により、次世代の担い手不足が懸念されている。保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することで、民俗芸能の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する民俗芸能は、中心市街地の若年層の減少により、次世代の担い手不足が懸念されている。保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することで、民俗芸能の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	25. 無形民俗文化財記録作成事業	事業名	23. 無形民俗文化財記録作成事業
整備主体	小田原市・保存団体等	整備主体	小田原市・保存団体等
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成26年度～平成32年度	事業期間	平成26年度～平成32年度
事業位置	小田原市全域	事業位置	小田原市全域
事業概要	無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。	事業概要	無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形民俗文化財について調査や記録を実施し、地域の伝統文化伝承への意識を高めることにより、無形文化財等の担い手育成などを促進し、後世に確実に継承することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形民俗文化財について調査や記録を実施し、地域の伝統文化伝承への意識を高めることにより、無形文化財等の担い手育成などを促進し、後世に確実に継承することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.151)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>26. 文化財の総合的把握・育成支援事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・保存団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>小田原市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的価値の高い文化財を、また認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付けされた文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>27. 伝統行事・伝統文化啓発事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・保存団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成26年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>小田原市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成27年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	歴史的価値の高い文化財を、また認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付けされた文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成26年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>(P.148)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>24. 文化財の総合的把握・育成支援事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・保存団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>小田原市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的価値の高い文化財を、また認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付けされた文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>25. 伝統行事・伝統文化啓発事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・保存団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成26年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>小田原市全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	24. 文化財の総合的把握・育成支援事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成27年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	歴史的価値の高い文化財を、また認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付けされた文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	25. 伝統行事・伝統文化啓発事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成26年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業																																																								
整備主体	小田原市・保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成27年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	歴史的価値の高い文化財を、また認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付けされた文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業																																																								
整備主体	小田原市・保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成26年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	24. 文化財の総合的把握・育成支援事業																																																								
整備主体	小田原市・保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成27年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	歴史的価値の高い文化財を、また認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付けされた文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	25. 伝統行事・伝統文化啓発事業																																																								
整備主体	小田原市・保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成26年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新		旧	
(P.152)		(P.149)	
事業名	28. 職人育成研修等推進事業	事業名	26. 職人育成研修等推進事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 28 年度～平成 32 年度	事業期間	平成 28 年度～平成 32 年度
事業位置	重点区域全域	事業位置	重点区域全域
事業概要	<p>平成 25・26 年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。</p> <p>また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。</p>	事業概要	<p>平成 25・26 年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。</p> <p>また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

■新旧対照表

新					旧				
(P.155)					(P.152)				
7	山月 (旧共寿亭)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	7	山月 (旧共寿亭)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物
8	籠清		本町 3-5-13	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：8	8	籠清		本町 3-5-13	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：8
9	籠常		本町	無	9	籠常		本町	無

■新旧対照表

新					旧				
(P.156)					(P.153)				
	建造物名	写真	所在地	指定等		建造物名	写真	所在地	指定等
10	丸う田代		浜町	無	10	丸う田代		本町	無
11	旧鈴廣本町店		本町	無	11	旧鈴廣本町店		本町	無
12	江嶋		栄町 2-13-7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：9	12	江嶋		栄町 2-13-7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月16日指定) 指定番号：9
13	欄干橋ちん里う		本町	無	13	欄干橋ちん里う		本町	無

■新旧対照表

新						旧					
(P.158)						(P.155)					
20	皆春荘		板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成28年1月16日指定) 指定番号：6	民間	20	皆春荘		板橋 852	歴史的風致形成建造物 (平成28年1月16日指定) 指定番号：6	民間
		主屋									
21	えじまや (旧江嶋屋陶器店)		南町	歴史的風致形成建造物 (平成31年3月15日指定) 指定番号：10	民間	21	江嶋屋陶器店		南町	無	

■新旧対照表

新						旧
(P.159)						
22	小田原宿 なりわい交流館 (旧角吉)		本町	無	小田原市	
23	nico café (青木家住宅)		栄町	無	民間	
						新規追加

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.159)</p>  <p>歴史的風致形成建造物候補の位置図</p>	<p>(P.156)</p>  <p>歴史的風致形成建造物候補の位置図</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.166)</p> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会設置要綱 (平成25年4月1日 廃止済み) (設置)</p> <p><b>第1条</b> 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条に基づく小田原市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、同法第11条の規定に基づき小田原市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の策定内容の協議に関すること。</li> <li>(2) 計画の変更内容の協議に関すること。</li> <li>(3) 計画の実施に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に際し、必要と認められる事項</li> </ol> <p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) まちづくり、歴史、考古、建造物等の学識経験者</li> <li>(2) 歴史的風致の維持及び向上に寄与する市民団体等の代表者</li> <li>(3) 行政職員</li> <li>(4) 前3号に掲げる者のほか、計画の策定等に際し、市長が特に必要と認める者</li> </ol>	<p>(P.163)</p> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会設置要綱 (設置)</p> <p><b>第1条</b> 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条に基づく小田原市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、同法第11条の規定に基づき小田原市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の策定内容の協議に関すること。</li> <li>(2) 計画の変更内容の協議に関すること。</li> <li>(3) 計画の実施に関すること。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に際し、必要と認められる事項</li> </ol> <p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) まちづくり、歴史、考古、建造物等の学識経験者</li> <li>(2) 歴史的風致の維持及び向上に寄与する市民団体等の代表者</li> <li>(3) 行政職員</li> <li>(4) 前3号に掲げる者のほか、計画の策定等に際し、市長が特に必要と認める者</li> </ol>

■新旧対照表

新				旧			
(P.172)				(P.169)			
□参考図版、写真等				□参考図版、写真等			
ページ	図版、写真等	資料名	所蔵(敬称略)	ページ	図版、写真等	資料名	所蔵(敬称略)
12	伊勢宗瑞(北条早雲)	北条早雲像	早雲寺	12	伊勢宗瑞(北条早雲)	北条早雲像	早雲寺
22	尊徳座像	二宮尊徳座像	報徳博物館	22	尊徳座像	二宮尊徳座像	報徳博物館
25	小田原海濱漁網	東海道名所画帖 嘉永4年(1851)	神奈川県立図書館	25	小田原海濱漁網	東海道名所画帖 嘉永4年(1851)	神奈川県立図書館
26	小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号	—	小田原蒲鉾協同組合	26	小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号	—	小田原蒲鉾協同組合
	小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号	—	小田原ひもの協同組合		48	国道1号を渡御する松原神社神輿	—
48	小田原城周辺を渡御する松原神社神輿	—	下田正治	48		小田原城周辺を渡御する松原神社神輿	—
	籠清前を駆け抜ける松原神社神輿	—	下田正治		50	籠清前を駆け抜ける松原神社神輿	—
50	小田原城天守閣と松原神社神輿	—	下田正治	50		小田原城天守閣と松原神社神輿	—
	小田原駅(旧駅舎)に突っ込む松原神社神輿	—	下田正治		51	小田原駅(旧駅舎)に突っ込む松原神社神輿	—
51	木遣りの様子	—	下田正治	51		木遣りの様子	—
	宮入時、参道にひしめく人々と神輿	—	下田正治		52	宮入時、参道にひしめく人々と神輿	—
52	松原神社神輿の宮入の様子	—	下田正治	52		松原神社神輿の宮入の様子	—
	白張・白足袋で揃えられた衣装で、神輿を左右に荒振る居神社神輿の様子	—	下田正治		53	白張・白足袋で揃えられた衣装で、神輿を左右に荒振る居神社神輿の様子	—
53				53			

■新旧対照表

新				旧			
(P.173)				(P.170)			
ページ	図版、写真等	資料名	所蔵	ページ	図版、写真等	資料名	所蔵
53	担がれていた頃の大稲荷神社神輿	—	下田正治	53	担がれていた頃の大稲荷神社神輿	—	下田正治
54	山車の競演	—	下田正治	54	山車の競演	—	下田正治
	氏子町内を練り歩く松原神社神輿	—	下田正治		氏子町内を練り歩く松原神社神輿	—	下田正治
55	小田原宿を進む将軍の行列	御上洛錦絵 文久3年(1863)	神奈川県立図書館	55	小田原宿を進む将軍の行列	御上洛錦絵 文久3年(1863)	神奈川県立図書館
56	幕末期の小田原宿	—	横浜開港資料館	56	幕末期の小田原宿	—	横浜開港資料館
	魚市場前の舟揚場と堤防	目で見る 小田原の歩み	斉藤保男		魚市場前の舟揚場と堤防	目で見る 小田原の歩み	斉藤保男
57	お八期の風景	—	下田正治	57	お八期の風景	—	下田正治
	江戸時代の小田原宿の様子	東海道分間延絵図 文化3年(1806)	東京国立博物館		江戸時代の小田原宿の様子	東海道分間延絵図 文化3年(1806)	東京国立博物館
59	子供も手伝った地曳綱の様子	目で見る 小田原の歩み	斉藤保男	59	子供も手伝った地曳綱の様子	目で見る 小田原の歩み	斉藤保男
60	かまぼこ製造の様子	—	(株)龍清	60	かまぼこ製造の様子	—	(株)龍清
	昭和30年代の蒲鉾の包装紙	—	(株)丸う田代	60	昭和30年代の蒲鉾の包装紙	—	(株)丸う田代
61	「龍清」の店先の様子(左)	—	(株)龍清	61	「龍清」の店先の様子(左)	—	(株)龍清
	アジ・カマスを用いた干物作り	目で見る 小田原の歩み	譲原充		アジ・カマスを用いた干物作り	目で見る 小田原の歩み	譲原充
63	東海道分間延絵図に見る板橋地区周辺の主な社寺の配置	東海道分間延絵図 文化3年(1806)	東京国立博物館	63	東海道分間延絵図に見る板橋地区周辺の主な社寺の配置	東海道分間延絵図 文化3年(1806)	東京国立博物館
70	街道名物の箱根細工	目で見る 小田原の歩み	(株)ちん里う	70	街道名物の箱根細工	目で見る 小田原の歩み	(株)ちん里う
71	紀伊神社社殿と社叢	—	神奈川県	71	紀伊神社社殿と社叢	—	神奈川県
72	漆塗りの作業風景	—	石川漆器(株)	72	漆塗りの作業風景	—	石川漆器(株)
76	紫蘇巻き梅干	—	(株)ちん里う	76	紫蘇巻き梅干	—	(株)ちん里う
79	国府津駅前中村屋松五郎商店でのみかんの箱詰	目で見る 小田原の歩み	椎野恵二	79	国府津駅前中村屋松五郎商店でのみかんの箱詰	目で見る 小田原の歩み	椎野恵二
	冷凍みかん	—	(株)井上		冷凍みかん	—	(株)井上
83	大海嘯で押しつぶされた古新宿の家々	目で見る 小田原の歩み	板橋公民館	83	大海嘯で押しつぶされた古新宿の家々	目で見る 小田原の歩み	板橋公民館

■新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="235 491 976 533">小田原市歴史的風致維持向上計画</p> <p data-bbox="515 568 696 596">平成 23 年 5 月</p> <p data-bbox="203 659 996 715">平成 24 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月（変更） 平成 26 年 3 月、平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月（軽微な変更）</p> <p data-bbox="253 775 824 922">編集・発行 小田原市 〒250-8555 小田原市萩窪 300 番地 TEL 0465 - 33 - 1573 <a href="http://www.city.odawara.kanagawa.jp">http://www.city.odawara.kanagawa.jp</a></p>	<p data-bbox="1229 488 1948 529">小田原市歴史的風致維持向上計画</p> <p data-bbox="1496 564 1677 593">平成 23 年 5 月</p> <p data-bbox="1229 655 1937 711">平成 24 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 30 年 3 月（変更） 平成 26 年 3 月、平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月（軽微な変更）</p> <p data-bbox="1243 772 1805 919">編集・発行 小田原市 〒250-8555 小田原市萩窪 300 番地 TEL 0465 - 33 - 1573 <a href="http://www.city.odawara.kanagawa.jp">http://www.city.odawara.kanagawa.jp</a></p>